

## 第 11 回南阿蘇村農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 6 年 5 月 10 日 (金) 午前 10 時 00 分開会
2. 開催場所 南阿蘇村庁舎 2 階 大会議室
3. 出席委員
- |            |            |             |            |
|------------|------------|-------------|------------|
| 1 番 友岡 康幸  | 2 番 松岡 日出男 | 3 番 桐原 忠継   | 4 番 小出 満文  |
| 5 番 福本 博文  | 6 番 加藤 清孝  | 7 番 小林 公子   | 8 番 長崎 愛   |
| 9 番 榊 敏行   | 10 番 藤岡 恵雄 | 11 番 今村 建一  | 12 番 古澤 弥生 |
| 13 番 渡邊 和徳 | 14 番 渡邊 晃  | 15 番 豊田 るみ子 |            |
| 16 番 池田 春香 | 17 番 藤原 幸似 | 18 番 古庄 憲明  | 19 番 北野 暁之 |
- 欠席委員 なし
4. 議事日程
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
 議案第 4 号 経営基盤強化促進法許可申請について  
 議案第 5 号 農地法第 2 条第 1 項に該当しない農地の非農地化について
5. 事務局職員
- |    |       |
|----|-------|
| 局長 | 今村 洋一 |
| 主幹 | 藤野 貴洋 |
| 主査 | 梅田 和宏 |

### 6. 会議の概要

発言者	内容
局長	<p>おはようございます。時間前ですけども皆さんお揃いですので、始めさせていただきます。白水地区・久木野地区の委員におかれましては、現地確認お疲れ様でした。</p> <p>それでは、定刻前ですが、第 10 回 南阿蘇村 農業委員会総会を開催いたします。農業委員総数 19 名、出席委員 19 名、南阿蘇村 農業委員会 会議規則 第 7 条により本総会の成立を報告致します。</p> <p>農業委員会憲章につきましては、お手元の憲章を各自ご確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。なお、議案説明の際には、自席で起立のうえ、ご発言いただきますようお願いいたします。また、議事録作成のため、発言内容を録音しておりますが、音声为正しく認識できますように、マイクを通じて番号、氏名を申し添えたくらうえでご発言いただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に進めさせていただきます。本村農業委員会会議規則第 5 条の定めにより、以後の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。それでは会長よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>皆さんおはようございます。本日は白水地区、久木野地区の委員の皆さん現地確認お疲れ様でした。連休が明けまして 1 日 1 日が早く感じておりますが、会長になってまだ 1 年経たないなど後悔しております。4 月から天気が長続きせず、仕事が</p>

	<p>抄らず、大変な思いをしております。今月の29～31日に掛けて東京の方で全国大会が開催されます。夕方からは、国会議員さんとの懇談会もありますので、皆様から何か意見があれば私の方へ言っていただければと思っております。それでは着座にて議事進行に当たらせていただきます。</p>
議長	<p>只今から第11回南阿蘇村農業委員会総会を開会致します。本日の議事録署名委員に3番の桐原委員、4番の小出委員を指名します。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p> <p>朗読いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について 番号1：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定3 年となります。</p> <p>番号2：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の売買となります。</p> <p>番号3：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の売買となります。</p> <p>番号4：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の売買となります。</p> <p>以上、ご審議いただきます。</p>
議長	<p>朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いいたします。</p>
2番	<p>議案第1号番号1番について、2番の松岡が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 譲渡人は村外にお住まいで農業をされておらず、農地の管理が出来ないことから、農地を譲り受けてもらえる方を探されておりました。 今回、南阿蘇村みらい公社へ農地の管理を任せたいと譲受人との間で賃借権設定3年が結ばれます。 事業収益を目的とした耕作であれば基盤法並びに中間管理事業のいずれかで利用権を結ぶところですが 今回の案件は研修農地として扱うことから基盤法ではなく、農地法での賃借となります。 何ら問題は無いと思われしますので、ご審議よろしく申し上げます。</p>
11番	<p>議案第1号番号2番について、11番の今村が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 譲渡人はご高齢の為に農地を管理していただける方を探されていたところ、同じ地区で大規模な施設農業を営まれる譲受人と所有権移転の売買ということで、申請が上がりました。</p>

	<p>何ら問題は無いと思われまますので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
12 番	<p>議案第 1 号番号 3 番について、12 番の小林が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>6 番から 8 番についてですが、譲渡人はそれぞれ農業が営めず耕作されている方を探されておりましたところ、それぞれ譲受人と所有権移転の売買の話がまとまりました。3 件ともに地元で農業を営んでおられ農地管理するうえで申し分ないと判断しました。</p> <p>何ら問題は無いと思われまますので、ご審議の程、よろしくお願ひします。</p>
14 番	<p>議案第 1 号番号 4 番について、14 番の渡邊が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は村外に住まわれておられ農地が管理できないことから、地元で農地管理ができる方を探されておりました。譲渡人は村で新規就農され今後活躍される方へ農地を譲りたいと熱望されておりましたところ、地元有志の方々の仲介もあり、南阿蘇村みらい公社で農業研修を終了された譲受人と所有権移転の売買の申請が上がっております。譲受人は未来の担い手農家として今後村の中心経営体として農業に取り組まれることが期待され、何ら問題は無いと思われまますのでご審議の程よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します。</p> <p>(異議なし)</p> <p>無いようですので、議案第 1 号農地法 3 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 1 号は原案どおり可決致します。</p> <p>続きまして議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>はい朗読を致します。議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について番号 1：申請人は記載のとおりです。所在地番 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 転用目的は植林 始末書添付となります。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p>
12 番	<p>議案第 2 号番号 1 番について、12 番の古澤が説明します。</p>

	<p>申請者、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>申請者が申請される農地は山際に面しており鳥獣害被害で農地としての生産性は低く、申請人が既に植林がなされており数十年経過しております。正式な手続きがなされておらず今回農地転用の手続きをされるようです。始末書添付ということで申請者も反省されております。</p> <p>何ら問題無いと思われまますのでご審議ください。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決致します。</p> <p>続きまして議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>はい朗読を致します。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について番号1：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 転用目的は個人住宅 契約の種類は転用所有権 有償によるものです。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p>
7番	<p>議案第3号番号1番について、7番の小林が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲受人は <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> に住まわれており今回村に移住され農業を営まれるようで農地が近い申請地に個人住宅を建設されるようです。有償所有権移転売買ということで、排水計画、事業計画や関係書類等、問題無いことを確認しております。何ら問題無いと思われまますのでご審議ください。</p>
議長	<p>地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p>

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決致します。

続きまして、議案第4号経営基盤強化促進法許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局

はい朗読します。議案第4号経営基盤強化促進法許可申請について

番号1：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

賃借権設定20年、相続権者同意書有りです。

番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

賃借権設定10年で

す。

番号3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

賃借権設定5年です。

番号4：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

賃借権設定5年で

す。

番号5：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

賃借権設定20年です。

番号6：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

賃借権設定2年です。

事務局

番号7：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

賃借権設定5年です。

番号8：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

使用賃借権設定5年です。

番号9：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

賃借権設定10年です。

番号10：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

賃借権設定10年です。

番号11：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

賃借権設定10年です。

番号12：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

■■■■■ 賃借権設定 10 年です。  
 番号 13：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 ■■■■■  
 ■■■■■  
 賃借権設定 5 年です。  
 番号 14：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 ■■■■■  
 ■■■■■  
 賃借権設定 15 年です。  
 番号 15：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 ■■■■■  
 ■■■■■ 賃借権設定 10 年  
 です。  
 番号 16：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 ■■■■■  
 ■■■■■  
 ■■■■■ 賃借権設定 10 年です。  
 番号 17：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 ■■■■■  
 ■■■■■  
 ■■■■■ 賃借権設定 2 年です。  
 番号 18：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 大字  
 ■■■■■ 賃借権設定 5 年  
 となります。  
 番号 19：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 ■■■■■  
 ■■■■■  
 ■■■■■ 賃借権設定 10 年となります。

番号 20 番から 24 番までは、再設定の案件となりますので、省略します。

議長 朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。

4 番 議案第 4 号 1 番から 2 番について、4 番の小出が説明します。  
 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。  
 番号 1 番の譲渡人は既に亡くなられておられ相続人が所有しておられ、農地の管理が難しいことから、同じ村で担い手農家として頑張っておられる譲受人と賃借権設定の 20 年の契約が結ばれます。

番号 2 番につきましては、譲渡人はご高齢のため、農地の管理が難しい事から、農地を耕作していただける、譲受人と賃借権設定 10 年の契約が結ばれます。譲受人は担い手として農業を営まれており、何ら問題は無いと思います。

以上 ご審議の程よろしくをお願いします。

6 番 議案第 4 号番号 3 番について 6 番の加藤が説明します。  
 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。  
 譲渡人は農地を耕作していただける方を探されておられ、今回、農業規模を拡大中の譲受人と賃借権設定 5 年ということで話がまとまりました。  
 何ら問題無いと思われしますので、ご審議いただきますよう、よろしくをお願いします。

5 番	<p>議案第 4 号番号 4 番から 5 番について 5 番の福本が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>番号 4 番 5 番ともに譲渡人はご高齢で農地が管理出来ないということで、譲受人とそれぞれ賃借権設定 5 年・賃借権設定 20 年と契約が結ばれます。</p> <p>番号 4、5 ともに地元で規模拡大中の担い手農家で、農地管理をするうえで申し分ないと思われます。何ら問題は無いと思われますので、ご審議いただきますよう、よろしくお願ひします。</p>
1 番	<p>議案第 4 号番号 6 番から 7 番について 1 番の友岡が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>番号 6 番の譲渡人は、高齢に伴い農業規模を縮小されており、農地の管理が難しくなってきたことから、農地を耕作していただける、譲受人と賃借権設定 2 年の契約が結ばれます。</p> <p>番号 7 番は、譲渡人は村外に居住されており、農地の管理が難しい事から、農地を耕作していただける、譲受人と賃借権設定 5 年の契約が結ばれます。譲受人は担い手として農業を営まれており、何ら問題は無いと思ひます。</p> <p>譲受人は担い手として農業を営まれており、何ら問題は無いと思ひます。</p>
9 番	<p>議案第 4 号番号 8 番について 9 番の榊が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は、農地の管理が任せられる方を探されておられ、譲受人と使用賃借権設定 5 年の契約が結ばれます。譲受人は農事組合法人として長年地域で大規模な営農をされている法人であり、農地管理をするうえで申し分ないと思われます。</p> <p>ご審議いただきますよう、よろしくお願ひします。</p>
8 番	<p>議案第 4 号 番号 9 番から 12 番について 8 番の長崎が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>番号 9 番から 12 番につきましては、譲受人が畜産業を営まれるうえで纏まった農地を探されていたことから、農地の管理をお願いしたい譲渡人との間に賃借権設定 10 年の契約が結ばれました。</p> <p>何ら問題は無いと思われますので、ご審議いただきますよう、よろしくお願ひします。</p>
10 番	<p>議案第 4 号番号 13 番について 10 番の藤岡が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人はご高齢のため、農地の管理が難しい事から、農地を耕作していただける、譲受人と賃借権設定 5 年の契約が結ばれます。譲受人は担い手として農業を営まれており、何ら問題は無いと思ひます。ご審議いただきますよう、よろしくお願ひします。</p>
11 番	<p>議案第 4 号番号 14 番から 16 番について 11 番の今村が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲受人が畜産業を営まれるうえで纏まった農地を探されていたことから、農地の管理をお願いしたい譲渡人との間に賃借権設定 15 年、10 年の契約が結ばれまし</p>

	<p>た。</p> <p>何ら問題は無いと思われまますので、ご審議いただきますよう、よろしくお願ひします。</p>
14 番	<p>議案第 4 号番号 17 番について 14 番の渡邊が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人はご高齢であり、農地管理が難しいということから、譲受人と賃借権設定 2 年の契約が結ばれます。</p> <p>また、譲受人は地域で担い手として農業を営まれており、農地管理をするうえで、何ら問題は無いと思われまますので、ご審議いただきますよう、よろしくお願ひします。</p>
19 番	<p>議案第 4 号番号 18 番から 19 番について 19 番の北野が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>番号 18 番につきましては、譲渡人がご高齢で農地管理が難しいため、譲受人と賃借権設定 5 年の契約を結ばれます。譲受人は、規模拡大中の法人であり、農地管理を行ううえで、何ら問題ないと思われまます。</p> <p>番号 19 番につきましても、譲渡人は農地管理をお願いできる方を探しており、譲受人と賃借権設定 10 年の契約を結ばれます。譲受人は、地域で新規就農され担い手農家として活動中であり、何ら問題ないと思われまます。</p> <p>ご審議いただきますよう、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、審議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>無いようですので、議案第 4 号経営基盤強化促進法による許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、原案どおり可決致します。</p> <p>続きまして、議案第 5 号農地法第 2 条第 1 項に該当しない農地の非農地化について審議いたします。事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読いたします前に、資料の訂正がございます。送付した議案書に誤りがございましたので、机の上に修正したものを置いております。こちらをご覧ください。議案第 5 号農地法第 2 条第 1 項に該当しない農地の非農地化について</p> <p>番号 1：所有者は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 [REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED] となっております。現況確認日は令和 6 年 4 月 17 日です。</p> <p>続けて事務局より説明申し上げます。議案書の後ろに所在地地図、現況写真をつ</p>

<p>議長</p>	<p>けておりますのでご覧ください。それでは説明します。この申請地は■■■■にある■■■■の■■■■に所在する農地です。雑木等が繁茂し、すでに農地の様子はないことから、農業委員会事務局としては、「今後農地としての復元が見込めまい農地」であるため、非農地判断をし、上程した次第であります。以上ご審議よろしくお願いたします。</p> <p>説明が終わりましたので、審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>無いようですので、議案第5号農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化について、意義がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、原案どおり可決致します。</p>
<p>議長</p> <p>4番</p>	<p>以上で議案の審議は終了しますが、6月の総会の日程を決めておきたいと思えます。予定案として令和6年6月10日月曜日午前10時より開催したいと思います。なお、会場は南阿蘇村役場庁舎2階大会議室での開催としております。いかがでしょうか？</p> <p>よろしいでしょうか？それでは、次回の総会は6月10日月曜日10時からの開催とします。なお、現地確認がある場合は事務局より通知がございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>その他、委員さんから何かございませんか？</p> <p>地元の方から貴重なご意見をいただきまして、質問となりますが、よろしいでしょうか？</p> <p>この度、私の地元から、農地の管理が出来ないということで、農地を出されるということで、農業委員会等に相談されたと思います。それでみらい公社の方へお願いをされて、みらい公社が仲介をされ、村外の法人が管理をするという話を聞いております。</p> <p>それはいいのですが、村外の方が管理するというので、持ち主の農地が3か所あり、ほぼ100%を自然水利で賄っているが、ちょっと水が少ないという問題もあり、水をちゃんと管理してもらえるのかとか、草刈りはどうするのかという心配を(地元が)されています。そうなる前(村外の法人が管理すること)に農業委員さんの方でどなたか耕作される方がおられるならいう話は無かったのですか？という風に言われてしまいました。私も地権者以外から話を聞いており、個人情報もあるので、あまり言えないとは思っているが、地元の方からはそれだったら農業委員会やみらい公社から全部斡旋してもらった方がいいのではないかという意見が出ており、今後の農地仲介の流れがそういうシステムになっているのかをお聞きしたいと思ひ、お尋ねします。</p>

事務局	<p>小出委員が言われたとおりですが、令和3年にみらい公社が設立し、農地仲介事業というのをやっております。それまでは農業委員さんが間に入り、農地の小作等を積極的に実施しています。いわゆる農地利用の最適化ということで、現在も農業委員さんにやっていただきたい事業の一つです。そこに追加されて、みらい公社が農地仲介事業というのを展開しており、農地の繋ぎ手をやっております。</p> <p>基本的な話ですが、貸す側と借りる側でちゃんとその条件(水利とか農地管理)を理解したうえで農地の貸し借りが進んでいくものと私は思っています。</p> <p>各地区でこういった農地の貸し借りの案件で何か貴重な意見がございましたら、委員さんの方から自分たちの地区ではこうしているとかありましたらご意見を頂きたいと思います。</p>
1号	<p>みらい公社は村の事業としてやっていると思うが、みらい公社自体が村外の、法人等に頼むということは、地域の人たちに1回くらい相談してから、それでも作り手がない場合に村外の方に依頼するというのが本来の形ではないかと思うが、どうでしょうか？</p>
議長	<p>友岡委員が言われたとおり、やはり地元の農業委員さんに一言あってから、それから農業委員がみらい公社に打診するというのが筋かなと個人的には思います。</p>
4番	<p>会長も言われたとおり、委員も全くわからないことをみらい公社がやっている。菊陽町でもTSMCが来て農地が無いからこちらに来ているとは思う。(村外の人なので)周りの農地の方が心配されるのが、農薬を使うのか、ハウスを建てるのかといった様々な不安を抱えており、今回発言した。今の農地の状態は、管理もされず、そこだけ草も刈っていない状態。そういう風にならないようにするのがみらい公社ではないか。以前は農業委員の方に話があったりしたが、現在はみらい公社の動きがよくわからない。地域の方たちは見捨てて、他所から呼んだ方がいいという形に持っていくのではないか。地元からは、「(みらい公社は)農業委員と地元の人間を頼りにしていない」という厳しい話もあった。(みらい公社は)どういう方向で考えているのかを持ち帰って話す必要があるので、回答をお願いします。</p>
議長	<p>それについては、検討をしますので、今日は回答が難しいかと思えます。回答が出来次第、小出委員にお諮りしたいと思います。</p>
1号	<p>局長がいらっしゃるので、みらい公社の今までの成り行きとかその辺を精査して、(農地の貸し借りについての)順番とかみらい公社＝農政課だと思っている。こういったことが起こること自体が不審を招いている。しっかりと今からの動き方を考えてもらい、不審を持たれるようなみらい公社となれば、設立した意味が無いと考える。本来のみらい公社はどういった政策を行うのかといった部分を考えてもらい、今後こういったことがないようにしてもらいたい。どんな案件でも農業委員会を通してやってもらいたい。順番が間違っている。厳しく指導してもらいたい。</p>
局長	<p>いただいたご意見はみらい公社にも共有し、順番に乗っ取って進めるように指導していきます。農業委員さんが知らないということが無いようにしていきたい。</p>

4号	よければ、どういう考えでみらい公社を持っているのかを聞きたいと思う。
1号	今の意見は、基本中の基本であり、農業委員にはいろいろ相談がある。先日も西原村の方が同様に TSMC の関係で西原に土地がないため、南阿蘇村に土地は無いかと相談があった。私が直接土地を準備できないので、農業委員会を案内した。農業委員会の事務局は(相談者を)みらい公社に流しているのではないか。今回の案件では、譲渡人が直接みらい公社へ依頼されたとは思いますが、基本的には農業委員会が窓口となる。地元の農業委員さんが全く知らないとか、地区の水利権にもかかわってくるので、そういったことが無いようにお願いしたい。次の6月総会の時にこの結果を説明していただきたい。
4号	話によると6月の総会で議案が上がると聞いているが、地域から苦情があったら農業委員会へ言えばよいのか？みらい公社の方へ言えばいいのか？(草刈りがしてない等)そういうところを踏まえてみらい公社は斡旋されていると思うが、苦情は地元には来ない。そういった捌け口は自分たち(農業委員)になる。そういったことまで日常に持ち込みたくない。クレームがあるなら農業委員会かみらい公社の方へ言えというがいいか？
局長	はい。
4号	そしてすぐに対応をしてもらいたい。そこだけ草が残って鳥獣による被害が出るので、そういった対応も考えてみらい公社は斡旋されていると思っている。
議長	みらい公社が入っているのは確定か。
4号	事務局に確認してほしい。
事務局	すいません。詳細はまだ把握していない。
4号	それ自体が恐ろしいと思いませんか。知らないうちに土地が動こうとしている。農業委員も事務局も知らずにみらい公社が土地を動かすというのはあってはならないことだと思う。とてもびっくりした。
事務局	現在、熊本県の農業公社の中間管理事業で手続きを進めているということです。県の公社が間に入っていることにはなります。どうしても耕作のやり方が地元でそぐわないのならば、別途相談等が必要とは考えます。一応、農地法第3条の中で「地域との共生」ということで、地域に迷惑をかけないようにというのが法律の中に規定されている。あまりに耕作の利用が悪い場合は、地元の農業委員さんとお願いくというのが道筋だと思う。
4号	(今回の案件を知った経緯を説明)中山間の作業等に法人は(急遽明日やることになっても)来てもらえるのか。相手の連絡先もわからない。農地の水が少ないのもあり、毎回イザコザがあつたりする。農地の出し手が悪いということではないが、なぜそういった話になったときに農業委員に一言話がなかったのかが残念。

議長	<p>今度の総会に詳細を調べて報告する方向でよろしいでしょうか？ではその方向で進めてまいります。その他委員の皆さんから何かありますでしょうか？その他事務局から何かありますでしょうか？</p> <p>以上をもちまして第 11 回南阿蘇村農業委員会を終了致します。大変お疲れ様でございました。</p>
----	--

7. 閉会時刻 11時15分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

令和6年6月10日

農業委員会 会長

---

議事録署名委員

3 番

---

議事録署名委員

4 番

---